

令和4年度 第5回 常設審議委員会 次第

【メモ】

基準日 令和 4年 8月25日(木)

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 諮問・意見聴取

1) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

5 報 告

1) 農業者年金制度に関する要請活動について(結果報告)

6 協 議

1) 地域の実態に即した施策の実現に向けた要請活動の実施について

7 閉 会

次回 令和4年度第6回常設審議委員会は、令和 4年 9月22日(木曜日)

開会時間は、13:30です。

場所は、第二水産ビル 4階 4F会議室です。(予定)

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催を行う場合があります。

## 地域の実情に即した施策の実現に向けた要望書の作成について

実施時期：令和4年10月（予定）

※ 例年、全国農業委員会代表者集会の開催に合わせて実施していますが、12月では、本年の補正予算に間に合わないことから、10月頃に実施できればと考えています。

実施場所：各国会議員室（予定）

要請方法：未定

## 要望書作成スケジュール

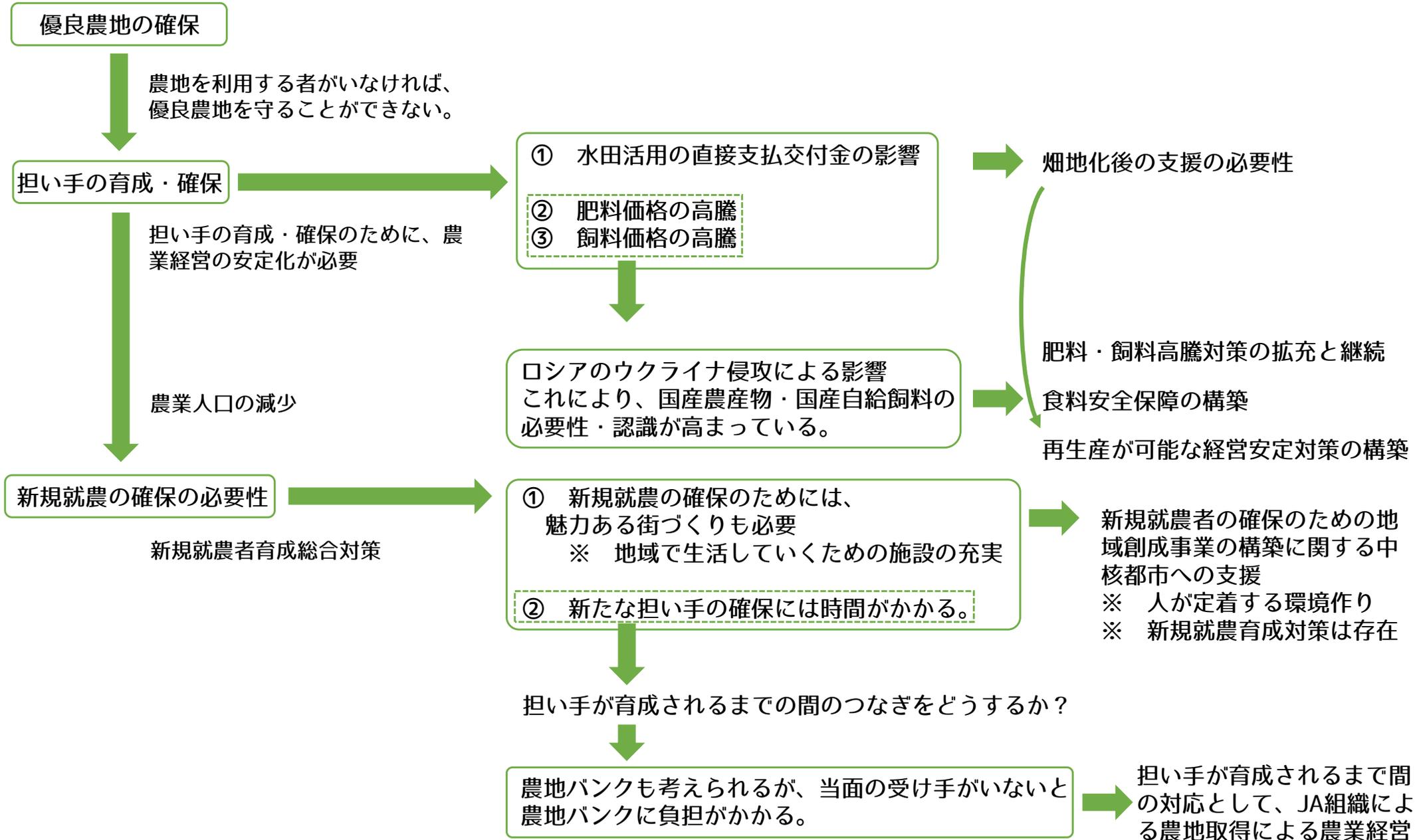
8月25日（木）第5回常設審議委員会 作成スケジュール等の決定

9月22日（木）第6回常設審議委員会 要請項目の決定・要請方法の決定

10月上中旬 要請活動の実施

※ 状況を見て、時期を変更する可能性があります。

# 要請項目の検討



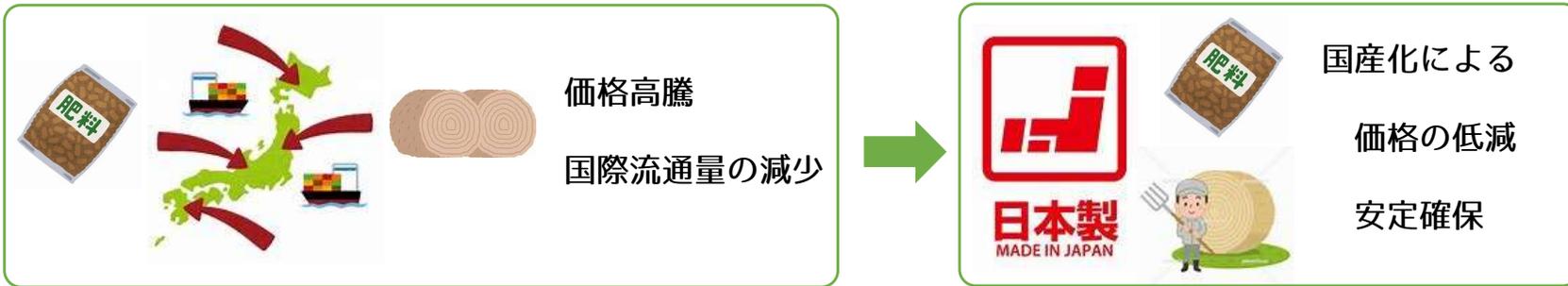
## 要請項目

---

- ① 肥料・飼料の高騰対策の充実について
- ② 水田活用の直接支払交付金の見直しに伴う畑地化後の経営安定ための支援について
- ③ 新規就農者の確保のための支援について
- ④ 当面受け手のいない優良農地に関する農業協同組合等における一時的保有の特例の構築について

優良農地を継続的に確保していく観点から、現在、本道農業が直面している課題の解決のため、4つの項目に限定して要請書を作成するものとする。

肥料・飼料の安定供給の必要性



食料安全保障の観点から見て、海外に依存している肥料・飼料を一定程度国産化することが必要

肥料価格高騰対策（案）

$$\text{助成額} = (\text{当年の肥料費} - (\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{コスト低減率})) \times 0.7$$

【例】

経営	肥料費	所得	うち生活費	実所得
水稻+野菜	1,675,689	7,154,043	5,000,000	2,154,043
水稻+花き	1,752,563	4,573,711	3,000,000	1,573,711
酪農	4,994,710	21,355,902	10,000,00	11,355,902

※ 肥料費は1.7倍で算出

肥料費	所得	実所得
2,848,671	5,981,061	981,061
2,979,357	3,346,917	346,917
8,491,007	17,859,605	7,859,605

大半の農業者は、対策を活用できず、新たな**農業投資**は**困難**となる

本対策で補填された場合 ※ 価格上昇率を1.7で算出

肥料費	所得	実所得
2,320,829	6,508,903	1,508,903
2,427,300	3,898,974	898,974
6,917,673	19,432,939	9,432,939

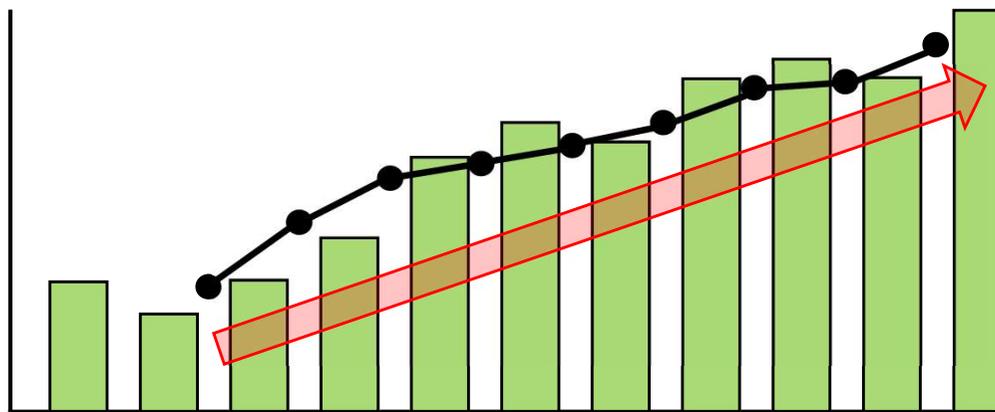
補填されても、新たな農業投資は困難となる可能性が高い

肥料価格が高騰した価格で高止まりすると支援の対象とならない 価格上昇率 「0」 = 支援対象とならない。

# 配合飼料価格高騰緊急対策事業について



## 基準輸入原料価格



配合飼料の輸入価格が高止まりすると、基準輸入原料価格も高くなってしまいます。

輸入価格の高止まりにより基準輸入原料価格が**15%上昇**すると

経営	飼料費	所得
酪農経営A (個人)	49,880,629	21,355,902
酪農経営B (法人)	126,759,339	25,447,412

経営	飼料費	飼料の上昇額	所得	所得の下降率
酪農経営A (個人)	57,362,723	7,482,094	13,853,807	<b>35.1% down</b>
酪農経営B (法人)	145,773,239	19,013,900	6,433,511	<b>74.7% down</b>

大規模経営ほど所得が下がる傾向  
現行制度の仕組みでは、数年のうちに対応できなくなる可能性がある

国産飼料へのシフト  
国産飼料へシフトする間の支援措置の在り方の検討

持続可能な農業経営の展開ができるような支援措置が必要

# 水田活用の直接支払交付金の見直しに伴う畑地化後の経営安定のための支援について

例

水稻 + 野菜 (4ha) + 畑作 (4ha)

畑地化支援 (17.5 × 40 + 10.5 × 40)

1,120万円



水稻 + 花き (2ha) + 畑作 (2ha)

畑地化支援 (17.5 × 20 + 10.5 × 20)

560万円



農業用機械・施設の導入のためには十分な支援ではない。

経営	所得	生活費	水活補助	実所得
水稻 + 野菜	7,154,043	5,000,000	2,936,007	2,154,043
水稻 + 花き	3,573,711	3,000,000	2,500,000	573,711



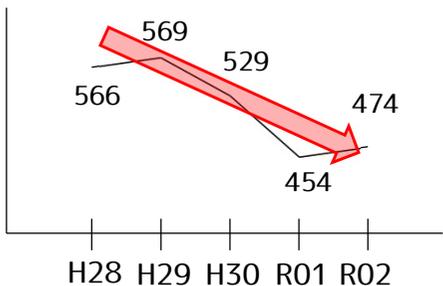
経営	所得	実所得
水稻 + 野菜	4,218,036	-781,964
水稻 + 花き	1,073,711	-1,926,289

生活水準を下げない限り、経営が実質的に赤字に陥る。

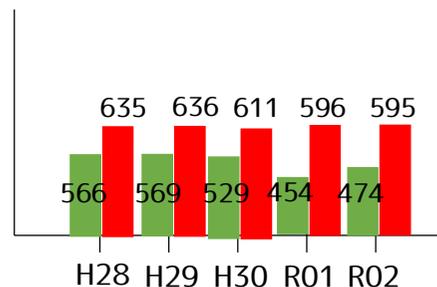
経営	経営規模	販売額	専従者給与	所得
畑作地帯	44ha	60,603,953	12,420,000	10,368,805
水田地帯	31ha	21,179,380	2,880,000	5,096,218

同じ畑作経営でも畑作地帯の畑作経営と水田地帯の畑作経営では、販売額等に大きな差がある。

水田地帯における畑作経営への経営転換に伴う支援が必要



国により、「新規就農者総合支援対策」は構築されているが、**新規就農者数は減少傾向**



離農者数は、常に、**新規就農者数**を上回っている

認定農業者数は、令和元年では29,493人いたが、令和3年では28,323人で、**2年間で1,170人減少**

※ 別添資料参照

### 総別募集停止に 岩手県 富良野 25年度2校統合

公立高配計画案

2023～25年度の公立高配計画案の主な内容

年度	募集停止	2023	2024	2025
2023	岩手県立富良野高等学校	岩手県立富良野高等学校	岩手県立富良野高等学校	岩手県立富良野高等学校
2024	岩手県立富良野高等学校	岩手県立富良野高等学校	岩手県立富良野高等学校	岩手県立富良野高等学校
2025	岩手県立富良野高等学校	岩手県立富良野高等学校	岩手県立富良野高等学校	岩手県立富良野高等学校

北海道新聞 (令和4年6月8日朝刊)

### 人口減「連鎖」断てず

この10年、道内の人口減少は加速している

北海道新聞 (令和4年6月15日朝刊)

地域のコミュニティも含めた再編等、総合的な地域づくりをしないと、農業の担い手の確保につながらない

# 北海道における認定農業者（担い手）の状況（令和元年1月時点）

空 知	
南幌町	159
奈井江町	127
由仁町	290
長沼町	555
栗山町	285
月形町	159
浦白町	134
新十津川町	269
妹背牛町	186
秩父別町	141
雨竜町	164
北竜町	129
沼田町	147
夕張市	106
岩見沢市	880
美瑛市	461
芦別市	97
赤平市	43
三笠市	58
滝川市	197
砂川市	85
深川市	486
小計	5,158

石 狩	
当別町	369
新篠津村	229
北広島市	55
石狩市	223
江別市	282
千歳市	156
恵庭市	152
札幌市	69
小計	1,535

後 志	
島牧村	0
寿都町	1
黒松内町	35
蘭越町	211
二七〇町	94
真狩村	106
留寿都村	74
喜茂別町	51
京極町	74
倶知安町	170
共和町	290
岩内町	12
積丹町	10
古平町	0
仁木町	99
余市町	55
赤井川村	28
小樽市	6
小計	1,316

胆 振	
豊浦町	33
洞爺湖町	82
壮瞥町	85
白老町	27
安平町	162
厚真町	215
むかわ町	300
伊達市	156
苫小牧市	23
登別市	20
小計	1,103

日 高	
日高町	243
平取町	190
新冠町	160
新ひだか町	359
浦河町	155
様似町	33
えりも町	20
小計	1,160

渡 島	
松前町	5
福島町	0
知内町	93
木古内町	24
七飯町	188
森町	120
八雲町	162
長万部町	28
北斗市	233
函館市	86
小計	939

檜 山	
江差町	45
上ノ国町	32
厚沢部町	175
乙部町	12
奥尻町	16
せたな町	245
今金町	223
小計	748

上 川	
鷹栖町	217
東神楽町	124
当麻町	211
比布町	136
愛別町	66
上川町	39
東川町	162
美瑛町	386
上富良野町	244
中富良野町	299
南富良野町	68
占冠村	2
和寒町	196
剣淵町	248
下川町	73
美深町	121
音威子府村	15
中川町	36
幌加内町	106
旭川市	825
士別市	521
名寄市	439
富良野市	540
小計	5,074

留 萌	
増毛町	61
小平町	95
苫前町	116
羽幌町	111
初山別村	61
遠別町	94
天塩町	104
留萌市	45
小計	687

宗 谷	
猿払村	63
浜頓別町	52
中頓別町	30
枝幸町	106
豊富町	153
幌延町	77
稚内市	132
小計	613

オホーツク	
大空町	409
美幌町	350
津別町	146
斜里町	249
清里町	209
小清水町	307
訓子府町	279
置戸町	89
佐呂間町	121
遠軽町	86
湧別町	236
滝上町	38
興部町	68
西興部村	15
雄武町	61
北見市第一	769
北見市第二	
網走市	342
紋別市	82
小計	3,856

十 勝	
音更町	632
士幌町	365
上士幌町	154
鹿追町	225
新得町	88
清水町	317
芽室町	593
中札内村	139
更別村	214
大樹町	133
広尾町	93
幕別町	481
池田町	221
豊頃町	158
本別町	249
足寄町	190
陸別町	72
浦幌町	199
帯広市	659
小計	5,182

釧 路	
釧路町	8
厚岸町	94
浜中町	181
標茶町	265
弟子屈町	114
鶴居村	79
白糠町	61
釧路市	118
小計	920

根 室	
別海町	686
中標津町	310
標津町	128
根室市	78
小計	1,202

認定農業者数合計 29,493人（法人含む）  
 認定農業者 100人未満 69市町村（40.6%）  
 認定農業者 50人未満 32市町村（18.8%）

# 北海道における認定農業者（担い手）の状況（令和3年3月時点）

空 知	
南幌町	151
奈井江町	114
由仁町	279
長沼町	546
栗山町	275
月形町	152
浦白町	131
新十津川町	251
妹背牛町	183
秩父別町	130
雨竜町	161
北竜町	121
沼田町	144
夕張市	97
岩見沢市	830
美瑛市	436
芦別市	93
赤平市	39
三笠市	56
滝川市	193
砂川市	64
深川市	465
小計	4,911

石 狩	
当別町	322
新篠津村	229
北広島市	52
石狩市	205
江別市	277
千歳市	148
恵庭市	153
札幌市	66
小計	1,452

後 志	
島牧村	0
寿都町	1
黒松内町	34
蘭越町	208
二セコ町	90
真狩村	101
留寿都村	84
喜茂別町	47
京極町	72
倶知安町	157
共和町	283
岩内町	14
積丹町	3
古平町	0
仁木町	86
余市町	56
赤井川村	28
小樽市	6
小計	1,270

胆 振	
豊浦町	32
洞爺湖町	83
壮瞥町	81
白老町	31
安平町	153
厚真町	196
むかわ町	279
伊達市	156
苫小牧市	23
登別市	22
小計	1,060

日 高	
日高町	258
平取町	187
新冠町	171
新ひだか町	347
浦河町	183
様似町	27
えりも町	23
小計	1,196

渡 島	
松前町	5
福島町	0
知内町	90
木古内町	24
七飯町	181
森町	114
八雲町	153
長万部町	28
北斗市	209
函館市	91
小計	896

檜 山	
江差町	44
上ノ国町	30
厚沢部町	171
乙部町	10
奥尻町	15
せたな町	204
今金町	235
小計	709

上 川	
鷹栖町	190
東神楽町	120
当麻町	195
比布町	128
愛別町	62
上川町	33
東川町	143
美瑛町	418
上富良野町	225
中富良野町	291
南富良野町	65
占冠村	10
和寒町	179
剣淵町	235
下川町	77
美深町	114
音威子府村	15
中川町	33
幌加内町	99
旭川市	730
士別市	467
名寄市	420
富良野市	540
小計	4,789

留 萌	
増毛町	59
小平町	90
苫前町	112
羽幌町	98
初山別村	58
遠別町	91
天塩町	98
留萌市	47
小計	653

宗 谷	
猿払村	62
浜頓別町	41
中頓別町	34
枝幸町	102
豊富町	141
幌延町	72
稚内市	123
小計	575

オホーツク	
大空町	415
美幌町	336
津別町	147
斜里町	244
清里町	205
小清水町	296
訓子府町	271
置戸町	80
佐呂間町	119
遠軽町	81
湧別町	228
滝上町	38
興部町	70
西興部村	16
雄武町	57
北見市第一	715
北見市第二	
網走市	350
紋別市	82
小計	3,750

十 勝	
音更町	590
士幌町	357
上士幌町	145
鹿追町	208
新得町	87
清水町	311
芽室町	576
中札内村	138
更別村	213
大樹町	133
広尾町	82
幕別町	466
池田町	212
豊頃町	160
本別町	231
足寄町	173
陸別町	68
浦幌町	183
帯広市	640
小計	4,973

釧 路	
釧路町	8
厚岸町	91
浜中町	178
標茶町	263
弟子屈町	102
鶴居村	77
白糠町	53
釧路市	117
小計	889

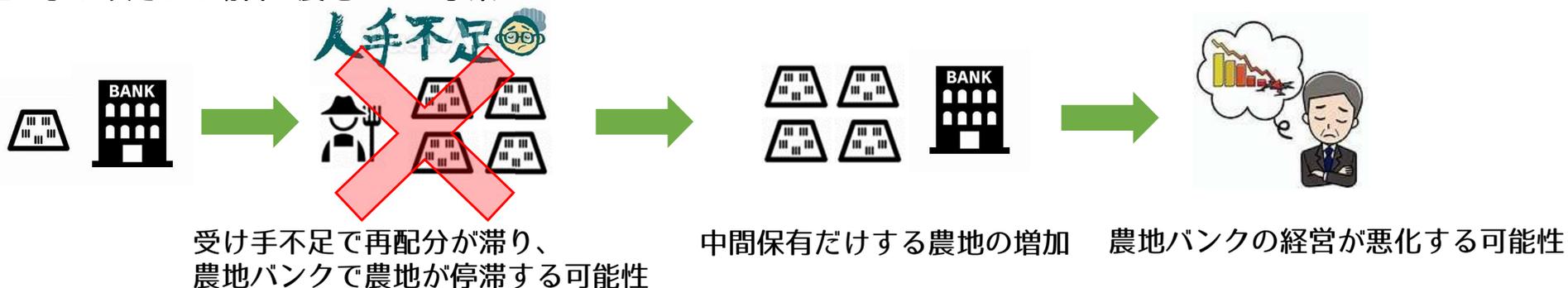
根 室	
別海町	672
中標津町	317
標津町	122
根室市	80
小計	1,200

認定農業者数合計 28,323人（法人含む）（元年比 1,170人減）  
 認定農業者 100人未満 73市町村（42.9%）（元年比 4市町村増）  
 認定農業者 50人未満 34市町村（20.0%）（元年比 2市町村増）

本来の農地バンク事業



担い手が不足した場合の農地バンク事業



農地バンクの経営悪化を防止する観点から、現場の関係機関による農地の一時保有が必要



## 1. 肥料高騰対策の拡充並びに飼料高騰対策の拡充

今般の肥料・飼料等の生産資材の価格高騰については、長期化することが懸念されることから、将来的には、国内資源を有効活用するなど輸入価格に影響を受けない仕組みを構築することが必要である。

しかしながら、肥料・飼料を海外に依存している現状から即座に脱却することは困難であり、国内資源を有効活用していくためには、時間をかけて環境整備をしていく必要がある。

また、生産資材の高騰率は、農業所得の減少率と比例するものではなく、10%程度の資材高騰が、70%程度の農業所得の減少を引き起こしてしまう経営も存在するため、現行の肥料・飼料における価格高騰対策では十分な支援とならないケースも考えられる。

さらに、現在の肥料・飼料高騰対策は、前年の肥料価格や、過去4期における飼料価格をベースに助成額が算出される仕組みとなっており、価格が高止まりした場合、助成額が減少してしまうことが想定される場所である。

このため、肥料・飼料の価格高騰対策として、以下について要請する。

① 肥料・飼料については、今後も価格が高止まりとなると想定されることから、国内資源の有効活用による国産肥料・飼料へシフトするための環境整備を行うこと。

② 国産の肥料・飼料へシフトするためには時間を要することから、当面の間、価格高騰対策を継続するとともに、助成額の算出にあたっては、再生産が可能となる支援内容とすること。

③ 価格が高止まりした場合、現行制度では、助成額が減少又は助成の対象外となってしまうことから、持続可能な農業経営となる仕組みを構築すること。

## 2. 水田活用の直接支払交付金制度の見直しに伴う畑地化後の支援の構築

水田活用の直接支払交付金制度の見直しにより、今後、北海道内においては、一定程度、水田の畑地化が促進されると考えられる。

しかしながら、水田地帯における畑作経営は、純粋な畑作地帯における畑作経営と比較すると、収量・農業所得ともに畑作地帯における畑作経営よりも劣っている状況にある。

これは、これまでの水田活用の直接支払交付金制度に則り、水田機能を維持した中で、畑作経営を展開してきたことに起因していると考えられる。

水田機能を廃止し、純粋な畑作経営を展開するためには、大規模な基盤整備や、土壌改良、新たな農業機械等への投資が必要になるが、現在の畑地化支援の単価では、純粋な畑作経営へ転換するための投資を十分行うことができる水準とはなっていない。

このため、畑地化後における経営の転換を行うための新たな支援策を構築すること。

### 3. 新たな担い手確保対策の構築

本道における新規就農者数は、平成28年を境に減少傾向に転じている状況にある。

また、離農農家戸数と新規就農者数を比較した場合、離農戸数が新規就農者数を常に上回っている状況にあり、本道の農業者数は減少の一途をたどっている状況にある。

令和元年1月では、29,493人であった認定農業者数も令和3年3月では、28,323人となっており、2年程度で1,000人を超す認定農業者が減少しており、本道の農業生産を維持するために、担い手を確保することは急務となっている。

新規就農者等の確認については、現行の新規就農総合支援対策により、一定の成果を得られているものの担い手の減少を止めるまでには至っていないことから、更なる対策を講じることが必要である。

また、新たな担い手を確保していくためには、就農に伴う支援だけでなく、農村現場における教育環境の充実、生活の利便性の向上など、地域コミュニティの維持・活性化も不可欠である。

このため、地方創成を含めた総合的な担い手対策を構築すること。

### 4. 担い手を確保するまでの間における優良農地の保全対策の構築

担い手の確保・育成が停滞している中において、肥料・飼料等の高騰の影響で倒産等により離農を余儀なくされる場合、負債整理のため生産資源である優良農地は、貸借ではなく売却により処分されることとなる。

現在の農地制度では、農地バンクを基軸とした農地流動施策が展開されており、農地バンクが有する農地の中間保有機能は、担い手への農地の集積・集約化や農作業の効率化に効果があると考えられる。

しかし、当面、引き受け手のいない農地を農地バンクの中間保有機能に集中させた場合、農地バンクは、担い手が確保されるまでの間、当該農地の保全のみを行うことになり、その保有期間が長期化すると農地バンクの負担が増大し、農地バンク事業の運営に支障をきたすケースがでることが想定される。

このため、農地バンクのリスクを軽減する観点から、農地バンクが中間保有する優良農地のうち、一定期間を経過しても担い手への集積・集約化が見込めず、担い手を確保するまでの間、農地の保全を行わなければならない場合に、農業協同組合等が一時的に農地の所有権を取得して保全管理ができる農地制度の特例措置を構築すること。